

第 359 回
広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 7 年 4 月 22 日)

第359回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年4月22日（火）午後1時55分～午後2時50分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室

（広島市中区基町10-52）

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和7年4月14日（月）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 山 崎 英 治

3 出席者

委員（8人） 山崎英治、宮林豊、飯尾協、山根京司、古澤修一、笹原耕治、海野徹也、
熊原一将

県（5人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸

事務局（4人） 住吉次長、太田主任、中林主任、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第6号議案 遊漁規則の変更について

（結 果）原案のとおり承認された。

(2) その他

・令和7年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について

6 議事の経過

午後 1 時55分、事務局の住吉次長が第359回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は8名で、本委員会が成立していることを報告した。 続いて、会長挨拶の後、議事録署名者に飯尾委員と山根委員を指名し議事に入った。

【第 6 号議案 遊漁規則の変更について】

議 長 それでは議事に入ります。

第 6 号議案「遊漁規則の変更について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

住吉次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

青山技師 (資料 1－1 から 1－3 及び補足資料により遊漁規則の変更について説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

飯尾委員 江の川漁協の第 5 条の長瀬川の禁止区域について、資料 1－1 では禁止区域の廃止となっています。しかし、補足資料をみると期間の短縮に読み取れます、これは同じことについて説明しているのでしょうか。

青山技師 はい、そのとおりです。

飯尾委員 要するに友釣り専用区を廃止したわけではなく、期間を短縮したということでしょうか。

青山技師 形式上は廃止となっていますが、実質的には期間の短縮になります。

古澤委員 このことについて、組合員から廃止を求める声があると説明されていたと思いますが、再度説明をお願いします。他のところの調整ということが聞こえましたが、その点についても再度説明をお願いします。

青山技師 江の川漁協の長瀬川における禁止区域については、平成 27 年度から友釣り遊漁者を増やす目的から禁止区域に設定し、主に友釣り専用区として運用されております。ただ、漁協の組合員には、友釣りをされる方だけでなく、網漁など様々な漁をされる方がおり、漁協にはそういった方々との調整を行う役割があります。その中で長瀬川の禁止区域については、以前から長瀬川流域の組合員より廃止を求める声が強くあり、漁協の中で検討して廃止に至ったところになります。しかしながら、純粹に廃止をするのみでは友釣りの方との競合が多くあると思われますが、あゆ漁法につきましては、7月 1 日から網漁等が解禁となっており、5月 20 日から 7月 1 日までの間は友釣りの方に配慮されるということで今回変更を行っております。

古澤委員 7月 1 日からの友釣り以外の解禁日はここだけではなく、他のところでも同じということでしょうか。

青山技師 7月1日からの友釣り以外のあゆ漁法の解禁日は江の川漁協の総会の中で決定しております。

吉澤委員 江の川以外のほかのところでも7月1日ということですね。

飯尾委員 これは専用区だけの話ではないでしょうか。

青山技師 江の川漁協の漁業権区域にはいろいろと支流がありまして、長瀬川ともう1河川のみ7月1日から、その他の河川は6月1日から解禁となっております。

吉澤委員 友釣り以外のあゆ漁法についてなのですが。

青山技師 補足資料の7月1日は長瀬川においての友釣り以外のあゆ漁法の解禁日になります。

古澤委員 長瀬川だけが7月1日から友釣り以外が解禁になるのですね。この変更については、遊漁者の意見はなかったのでしょうか。遊漁者がほとんどいないという状況であれば問題ないとは思いますが、あゆが大きくならない状況で、7月でも十分に友釣りを楽しめる時期だと思うため、大丈夫なのかと感じます。

青山技師 7月以降、友釣りの遊漁者が全くいないということはないとは思います。江の川漁協のあゆ解禁日は県内で1番早いものとなっておりまして、6月から順次他の漁協についてもあゆの解禁となっております。その中で遊漁者の方も長瀬川だけでなく、他の河川に行かれることもあり、漁協としては少なくとも5月20日から7月1日までは友釣り期間が確保されるというところで調整がとれると判断しております。

飯尾委員 こここの区域については専用区にすることで遊漁者にも喜ばれ、定着しているもではありますが、ここ数年本流においても好調のため、昨年では本流に遊漁者が移動している状況になっています。そういうところで全体的な漁場の使い方として組合員と遊漁者を両方にらみながら決断されたことだと思います。今回、専用区が全廃になることについて疑問に思ったため、質問したわけですが、さきほどの説明によると部分的な見直しになると理解しました。それであれば、現実的には適切な漁場の使い方は改正後の姿であると漁協が判断され、県は影響ないということで判断されたと理解しています。

古澤委員 漁協としては、今回の変更で友釣りの遊漁者が減少し、遊漁料が減少するということもないという判断をされたということですね。

議長 他にありませんか。

宮林委員 江の川漁協の入会区に関する変更について、江川漁協との調整というのは具体的にはどういうことなのでしょうか。江川漁協についても同様に変更を行っているということなのでしょうか。

青山技師 事前に相談があったときにはそのように聞いております。

宮林委員 降下時期が遅いことからまだあゆが採れる状況のため、採りましょうという趣旨なのでしょうか。

青山技師 はい。

飯尾委員 普通は9月から10月にかけて降下しますが、水温が下がらないことから上流域に残ったままになっており、上流域に留まっている個体は親魚として役に立たないため、川のこやしにするよりは組合員及び遊漁者に採らしてあげた方がいいのではということがとなのかなと思いました。

宮林委員 その前に産卵のために降下しているということですね。

飯尾委員 追跡しないと分からぬですが、いくらかは降下していると思います。ここ数年は大量に上流域に残っている状況になっています。

宮林委員 産卵期からするとはずれていますよね。

笹原委員 上流域にあゆが残るというのは私もよく感じますが、残っているあゆは産卵した後に死んでいると思います。上流域で産卵された卵は海域に戻らないのでしょうか。

議長 戻りません。だいたい72時間以内に汽水域に達していかなければいけません。湖産型であれば淡水のままで問題ないでしょう。江の川については、遡上有あるため、恐らく上流域に残った個体はそのままになってしまいます。

笹原委員 そういういた個体は採捕しても問題ないということですね。

議長 他にありませんか。

古澤委員 西城川漁協の遊漁規則のことについて、500円を加算した額というのは現場売りという意味でしょうか。

青山技師 はい。

古澤委員 分かりました。

飯尾委員 西城川漁協の遊漁規則の変更について、中身は問題ないですが、表現について女性若しくは手帳を提示されたときとなっており、人と行為が並んでいるため、違和感があります。

青山技師 新旧対照表の新について、女性若しくは障害者手帳を提示された方にした方がよいということでしょうか。

飯尾委員 どちらでもかいませんが、違和感があると感じたところです。

青山技師 かしこまりました。認可の際に適切な表現を検討し、処理したいと思います。

議長 高校生は割引対象外ですが、高校生で療育手帳を所持している方がいます。18歳未満は療育手帳になり、障害者手帳と療育手帳は別ものになると思いますが、そういう方はどのようになるのでしょうか。そこを確認してもらいたいと思います。

- 住吉次長 そちらの部分についても漁協に確認して適切な表現にさせていただきます。
- 海野委員 変更自体は問題ありませんが、東城川でますという言葉がでてきます。漁業権の名前がますになっているためだと思いますが、具体的な魚種は何でしょうか。
- 議 長 東城川はあまごになります。
- 海野委員 ますと表現するのがどうなのかなと気になりました。江の川の変更に関して、水温上昇であゆ親魚の降下時期が遅くなっていると資料にはありますが、水温が上昇すると成熟が早くなるのでしょうか。栽培協会では加温されてたりするのでしょうか。
- 宮林委員 親魚では日照の調整を行っていると思います。
- 海野委員 なかなか下らないというのは降雨に影響していると感じるため、要確認だと思います。また、禁止期間の始期を 10 月 20 日から 10 月 25 日に変更するということですが、個人的には 5 日間だけと思いますし、逆に言うとなぜ終期を 11 月 30 日から 12 月 5 日に後ろ倒しにしないのかと思いました。
- 議 長 調整規則であゆの期間が 11 月 30 日までになっていたと思います。
- 青山技師 調整規則によるあゆの採捕禁止期間は 1 月 1 日から 5 月 19 日となっておりまして、調整規則上は 12 月 31 日まで採捕可能となっております。その辺りについて事前に漁協に確認したところ、従来から 12 月 1 日以降はあゆがないということであゆの漁期は 11 月 30 日までになっているということでした。
- 議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。
- ないようですので、第 6 号議案については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。
- 全 委 員 はい。
- 議 長 異議なしということですので、第 6 号議案「遊漁規則の変更について」は、異議ない旨を答申することといたします。

【その他 令和 7 年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について】

- 議 長 「令和 7 年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について」を、事務局から説明してください。
- 住吉次長 (資料 2 により令和 7 年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について説明した。)
- 議 長 令和 7 年度の委員会の開催予定について、ご意見等はございませんか。
- 一昨年、年間 4 回では少ないという意見があったため、昨年度に協議会を何回か設けようというお話があったと思いますが、現状予定はないということでしょうか。

- 住吉次長 現状は予定しておりません。
- 古澤委員 会長の挨拶の中で広島県の課題についていくつか触れられていたと思いますが、その課題について議論する場があってもいいのではと思います。
- 議 長 そうですね。小さなことでも方向性を決めていくことは大事だと思いますので、委員の方々からの要望ということで協議会が開かれるのではなかろうかと思います。
- 住吉次長 はい、本日のご意見を参考に協議会の開催について検討させていただきまして、またご連絡いたします。
- 議 長 委員の方も何かありましたら事務局に連絡していただければと思います。
他にございますか。
- 古澤委員 昨年か一昨年に広島県水産課が漁業協同組合の方を集めて、中央水産研究所の方を講師として講演会を行われたと思います。
- 横内課長 水産海洋技術センターが内水面関係に特化した発表会を行ったときのことでしょうか。
- 古澤委員 はい、その際に漁業協同組合が抱える財政的な問題といったテーマで話されていました。そういうことに関しても委員会から発信して、水産課の方から行ってもいいのではと思います。
- 横内課長 資料2にありますように昨年も8月19日に令和6年度の国の事業である「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」のご紹介はさせていただきました。そういうことに関して協議といったかたちではなく、ご紹介させていただくことについてはまた検討させていただきます。
- 飯尾委員 内水面漁連が毎年講演会を行っていますが、平成28年に中村先生に講師としてきていただきました。今年の秋には、ますの増殖手法というテーマで講演をしていただくようにお願いしているところです。
- 古澤委員 中村さんや坪井さんに来ていただき発表していただくことで、全漁業協同組合の方々に共有できるようになればいいと思います。3月26日に日本水産学会で「内水面漁協が元気になるためには」というシンポジウムがありました。登壇者は水産庁の栽培養殖課の生駒さん、奥多摩漁業協同組合の木岡さん、両毛漁業協同組合の中島さん、全国内水面漁業協同組合連合会の中奥さん、そして水研機構の中村さんが話をされていました。その中でアユイングを行う場合は、遊漁料が10倍に増えた漁協があるという話がありまして、そういうことも含めて議論を行った方がよいのではないかと感じました。
- 議 長 昨年から玖島川と小瀬川を吉和川漁協で管理するようになり、この2河川について

はアユイングを可能にしました。ただ、昨年アユイングで釣りをされた方は1人の状況で、広島県内ではまだ浸透していないと思います。

飯尾委員　内水面漁連で8月に漁協職員の研修を行っていますが、昨年は各漁協のアユイングの状況について質問があり、漁協の方でも関心が高まっている状況だと思います。

古澤委員　ブラックバスを行う若者をあゆの方に惹きつけたいなと思います。川に子供も大人も連れてきて、楽しむということを漁協含めていろんなところで広報していかなければいけないと思います。

議　　長　遊漁者を呼び寄せるというよりは、遊漁者を作っていく時代だと思います。

笹原委員　FISHPASS というものがネットであると思いますが、本人確認はどうされているのでしょうか。

古澤委員　広島県でやっている漁協は4つぐらいしかないですよね。

山根委員　県北の方はほとんどやっていると思います。

飯尾委員　徐々に増えていると思います。

古澤委員　釣りチケもありますよね。

飯尾委員　釣りチケはなかなか普及しなかったと思います。

古澤委員　ある漁協に聞いてみると漁協でそういった技術を持つ人がいないため、対応できないという話を聞いたことがあります。

笹原委員　システム自体はすでにできているため、申し込むだけで難しいことはないと思いますが、鑑札をどのようになるのかなと思いました。

議　　長　鑑札はスマートフォンになります。

笹原委員　あゆ釣りを行うときはスマートフォンを持っていないですよね。

古澤委員　スマートフォンを持っていれば、位置情報が示されるため、鑑札を持っている人の場所は分かるというものですね。

議　　長　漁協の理事、監視員には若い人がいないため、原始的に川を歩いて、声をかけて確認している状況です。

古澤委員　地域の若者に正組合員になってもらい、総会に出席してもらうのはなかなか難しいと思うため、常連の遊漁者を准組合員にして監視を行っていただく方が、組合員の監視員が巡回するよりは効果的と感じます。現在、このような取り組みを島根県の高津川漁協（正しくは斐伊川漁協）で実施されていると聞いています。FISHPASSについても広島県で導入している漁協は多くないですね。

議　　長　少ないですよね。FISHPASSについては他人の鑑札の画面をスクリーンショットすることで流用できると耳にします。そういうことがあるため、吉和川漁協では顔が見

える状態でなければ鑑札を売らない方針としています。

古澤委員 それよりも監視に行く人材を確保しなければならないですよね。水産庁は監視に行く人材が減少しているため、FISHPASS をもってきたわけですよね。

飯尾委員 FISHPASS については、無鑑札の遊漁者の逃げ道をふさぐという役割があるのかもしれません。

古澤委員 一般の遊漁者であれば無鑑札の方への対処も限界がありますが、常連の遊漁者を准組合員にして巡回員になってもらえば、被害者として警察に通報する等の対処も可能と考えます。

飯尾委員 県によっては解禁日に警察と一緒に巡回する対応を行っていますよね。

山根委員 1回ほど無鑑札者が警察の本署まで連行された例があり、その際にはそこまでしていただなくとも大丈夫ということで警察に伝えたことがあります。

古澤委員 アメリカは釣具を没収すると聞きます。

議長 以前、関西の方で釣具と魚を没収したことで裁判になり、負けたと聞いたことがあります。

飯尾委員 警察が行うのであればいいですが、私人である漁協が行うと別の観点から立場が危うくなりますよね。

議長 調整規則違反であれば取締りやすいですが、調整規則の範囲内の漁協で定める解禁日の違反であれば単協で取り締まるのは厳しいと感じます。吉和川漁協では問答無用で警察に連れていき、報道機関の方に連絡していますが、10人中4、5人は泣き崩れます。

山根委員 立入禁止の箇所についてはすぐに警察へ連れていきます。

古澤委員 無鑑札が7～8割いるというのは大きな問題で、そういった課題を解決するには常連の若い遊漁者を准組合員に引き込み巡回員として活動してもらう方法が得策だと思います。

山根委員 准組合員は県から資格審査の関係で指導があり、なくしました。

古澤委員 斐伊川漁協で取り組まれているのは、若い巡回員が遊漁者の有無等を調査して漁協に報告し、怪しい人がいれば捕まえるといったことをされていると聞きます。

議長 吉和川漁協であればほとんどの遊漁者が顔見知りのため、無鑑札の遊漁者がいるようであれば、連絡するように伝えており、大概漁協に電話があります。

古澤委員 10年程前にはなりますが、神之瀬川に行った際に無鑑札の方がおられました。今はみかけませんが、自分の川のためなぜ鑑札を買わなければいけないのかと言われたことがあります。

議 長 他にございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了いたしましたが、事務局から何かありますか。

住吉次長 次回は、8月上旬頃を目途に日程調整させていただきます。

議 長 他にありませんか。

ないようですので、これをもちまして、第359回広島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後2時50分 閉会)